

国家戦略特区ワーキング・グループ ヒアリング説明資料

「グローバル金融監督機能の強化」

2014年12月25日

金融庁

目次

1. 英語によるOne Stopでの行政対応等
2. 金融モニタリング基本方針・経営者保証に関するガイドラインについて

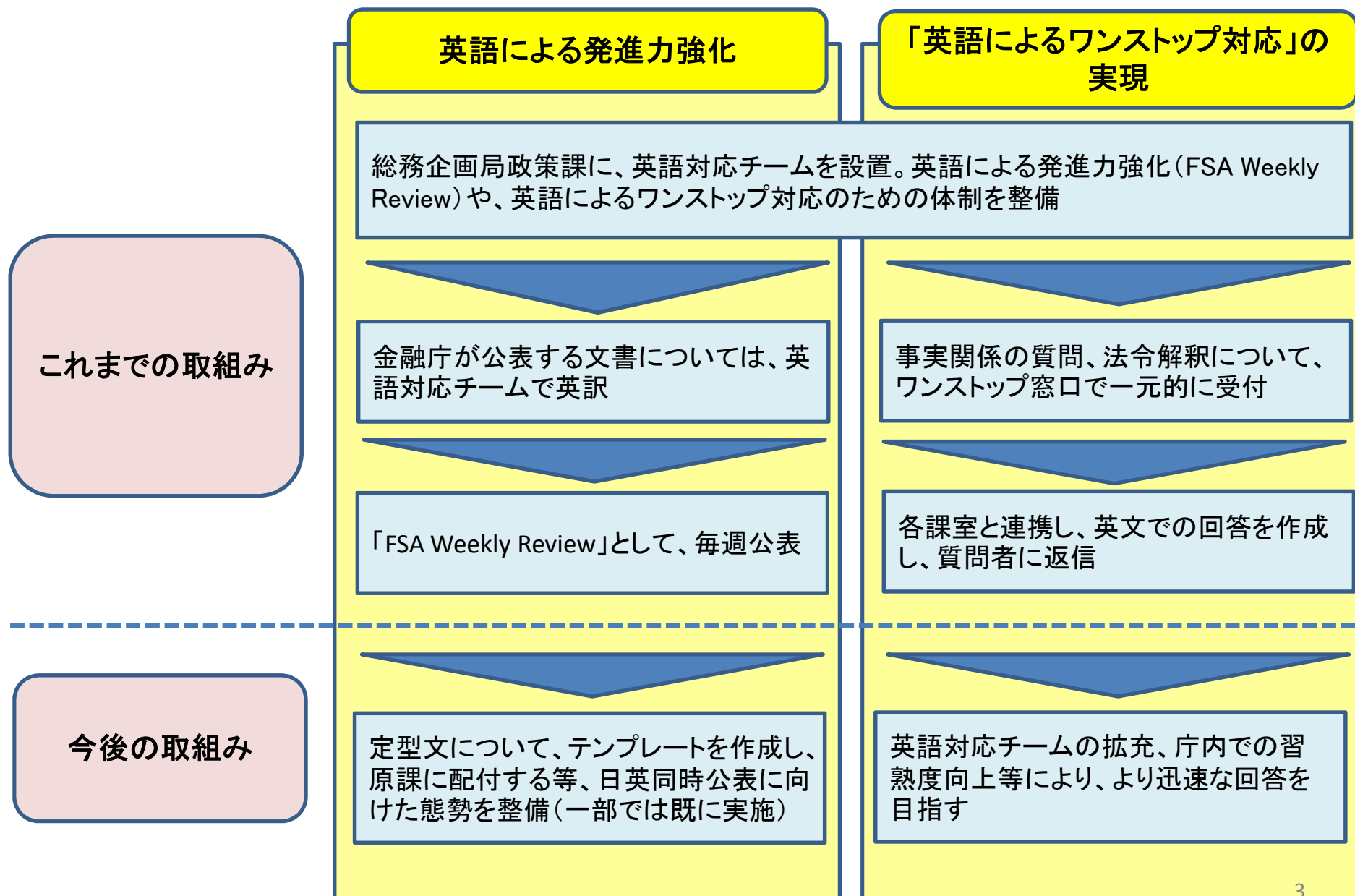
「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月24日閣議決定)(抄)

5. 立地競争力の更なる強化

(グローバル金融監督機能の強化)

アジアの成長も取り込みつつ、我が国の金融・資本市場を真のグローバルセンターにするため、金融関連法令・ガイドライン等の英語版の公表や、英語によるワンストップでの行政対応(法令等の照会)を速やかに行う。また、海外に対してプロモーション活動を行う、「日本版メイヤー」の設置など金融センターとしての魅力向上に資する国家戦略特区の取組を支援する。

金融庁における英語対応

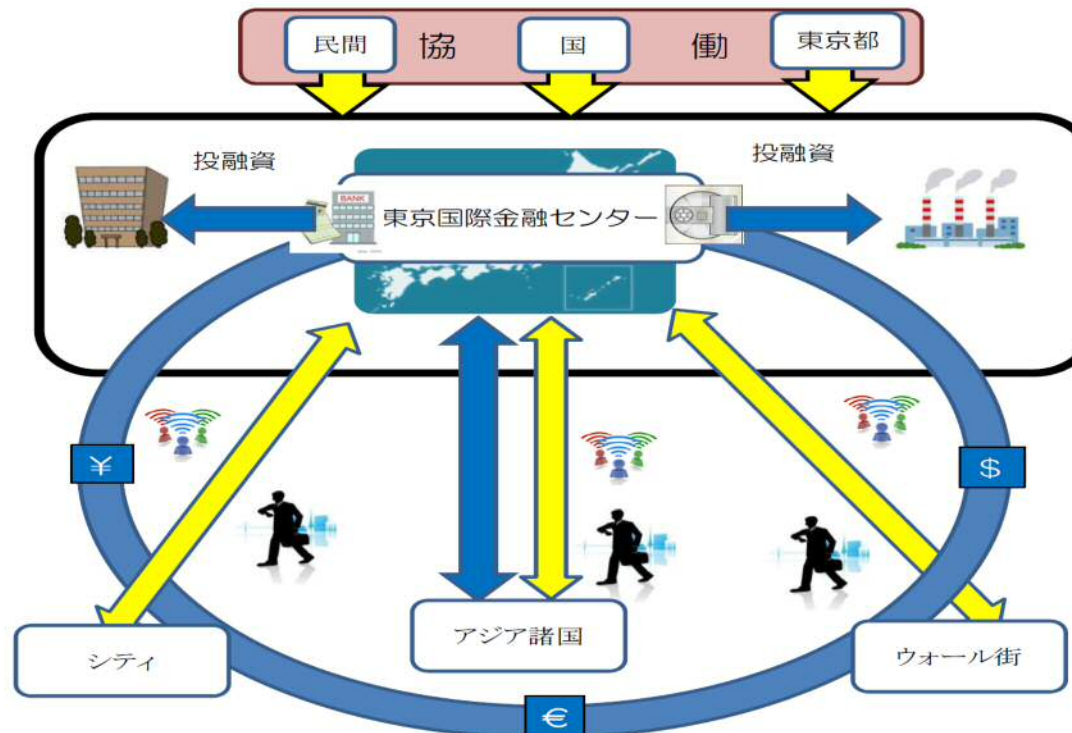


(参考)「東京国際金融センター検討タスクフォース」資料①

「東京国際金融センター」のイメージ

「東京国際金融センター」は世界中から資金と人材と情報を呼び込み、国内外の必要な分野に資金を供給する拠点

- 国内外の金融関係者がビジネスをしやすい環境を有する拠点
- 国内外の金融資産と資金需要がマッチングすることで、国内外の資金が、国内外の成長分野・企業に投融資される拠点
- 国内外の資金を呼び込むことができる、グローバルな資金フローの主要中継点



(参考)「東京国際金融センター検討タスクフォース」資料②

課題解決に向けた20の取組と「推進会議」設置の提案

【課題①】

海外の企業・人材が東京でビジネスをしやすい環境づくり

1 高度金融人材が活躍する街づくり

- ① 暮らしやすい生活環境の整備（英語表記、交通利便性、医療、学校等）【都・国】
- ② 高度金融人材の受入促進（高度人材ポイント制度）【国】

2 国際的なビジネスが可能な制度整備

- ③ 金融関連法規やルールの英語での提供、英語行政窓口（ワンストップ窓口）の拡充【国】
- ④ 国際的なビジネス都市東京の実現に向けた税制の改正【国】
- ⑤ 投資家層拡大に向けた東京証券取引所の取組【民】

3 国際的なビジネス交流の場の整備

- ⑥ 国際金融会議の開催・誘致【協働】
- ⑦ 企業と投資家の交流拠点の活性化【協働】

【課題②】

国内外からの資金を、今後国内で成長が見込まれる分野へ呼び込む仕組みづくり

4 都の資産や技術を活用した経済の活性化

- ⑧ 都有地等を活用したPPPの事業機会の拡大【都】
- ⑨ 都の施策に資する官民連携ファンドの推進【協働】
- ⑩ 東京プロボンド市場への都外債のダブル上場【都】
- ⑪ アジア諸国に対する都の技術・ノウハウを提供したビジネスモデルの拡充【都・国】
- ⑫ 起業・創業の支援（ベンチャー企業の育成）【都】

5 民間の取組による海外からの資金供給の促進

- ⑬ コーポレートガバナンス強化【民】
- ⑭ 海外の通貨・債券等の取引・決済を行うためのインフラ整備【民】

【課題③】

国内金融資産を、預金中心から、その他金融商品への運用に広げるための仕組みづくり・商品開発

6 個人の中長期的な資産形成の促進

- ⑮ NISAの拡充【国】
- ⑯ 個人向け都債の見直し【都】
- ⑰ 高齢化社会を反映した投資商品開発、普及・啓発（リバースモーゲージ、ヘルスケアREIT等）【民】

【課題④】

国際金融センターで活躍できる人材の育成

7 グローバル人材の育成

- ⑱ 金融専門人材等の育成【都・民】
- ⑲ グローバル人材の育成（英語教育の充実）【都】
- ⑳ 初等中等教育における金融教育の推進【都】

【「推進会議」設置の提案】

- 4つの課題解決に向けた取組を円滑に遂行するための連携強化や課題解決に向けた意見交換等を目的に、国、民、都による「推進会議」を設置

○ 本資料では、以下の4区分に分類

- I 東京都独自の施策により実現を図るもの【都】
- II 国が実現を図るもの【国】
- III 民間側の取組により実現を図るもの【民】
- IV 東京都、国、民間が協働して実現を図るもの【協働】

2. 金融モニタリング基本方針・経営者保証に関するガイドラインについて

「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月24日閣議決定)(抄)

5. 立地競争力の更なる強化

(グローバル金融監督機能の強化)

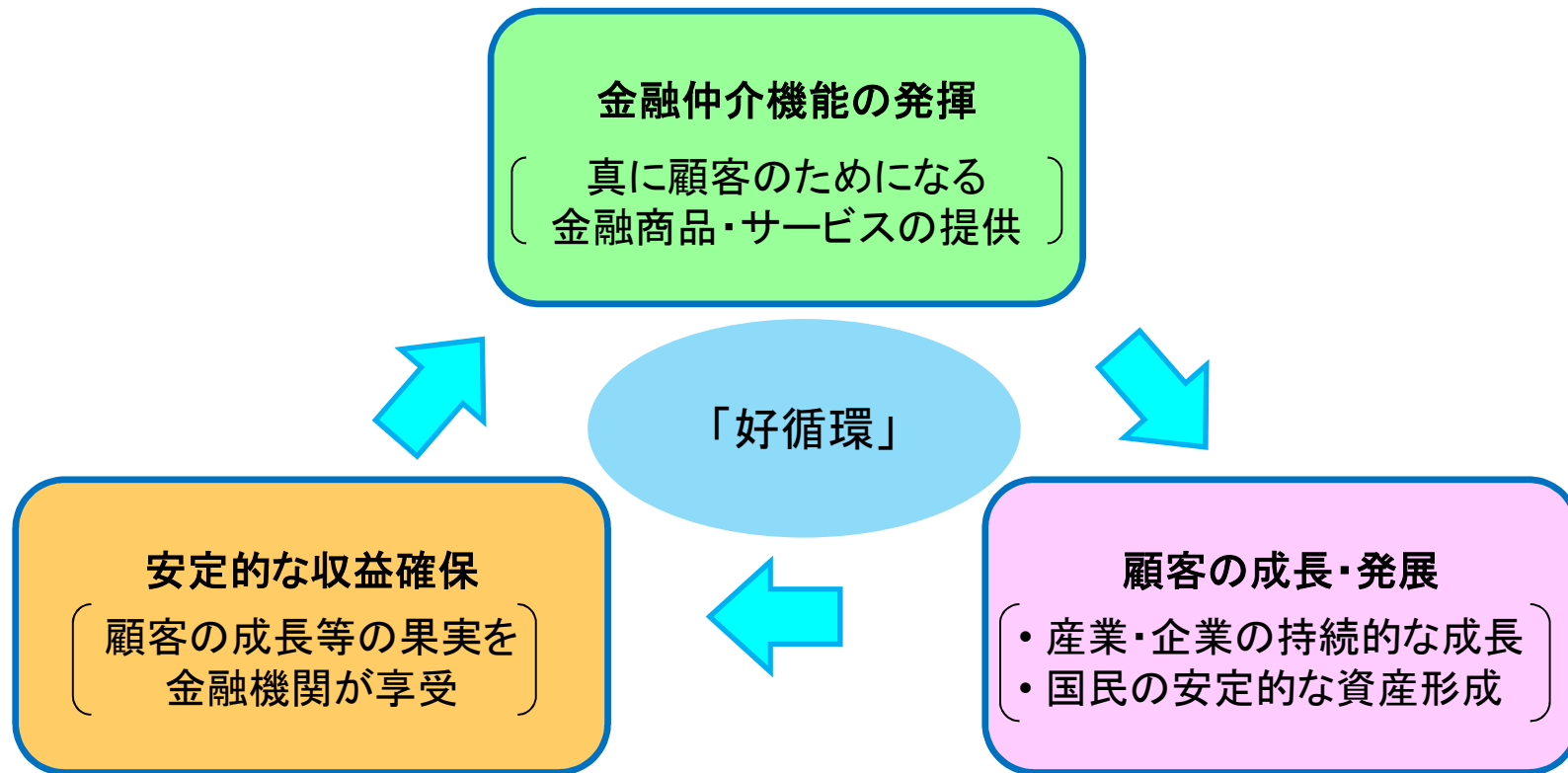
国家戦略特区を含め、金融機関が保証や担保等に必要以上に依存することなく、事業性を重視した融資を促進するなどの観点から、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図るほか、適切な検査手法の在り方の検討などに継続的に取り組むとともに、金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促す。

金融モニタリング基本方針の概要 (平成26事務年度)

平成26年9月

I 今事務年度の監督・検査の基本的な考え方

デフレ脱却と「好循環」の実現



(金融仲介機能発揮の前提としての)
金融システム・金融機関の健全性の維持

Ⅱ 重点施策 ①

1. 顧客ニーズに応える経営

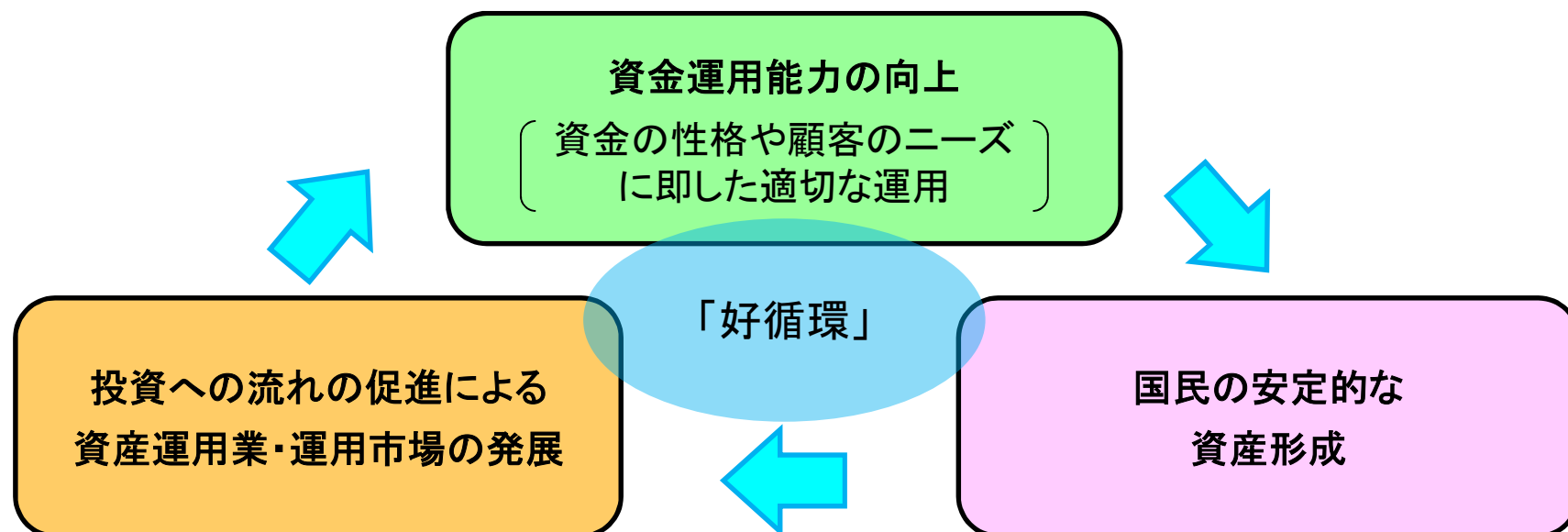
- － 金融機関が顧客を第一に考え、真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているか検証。
 - （例）・優越的地位の濫用や利益相反が生じていないか。
 - ・手数料や系列関係にとらわれることなく金融商品・サービスが提供されているか。

2. 事業性評価に基づく融資等

- － 企業活動の国際化や人口減少が進展する中、企業・産業が活力を保って経済を牽引することが重要。
 - グローバル企業・産業の国際競争力維持・強化。
 - 人手不足の中、ローカル企業・産業の生産性向上による雇用や賃金の改善。
- － 銀行等が財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを検証。

Ⅱ 重点施策②

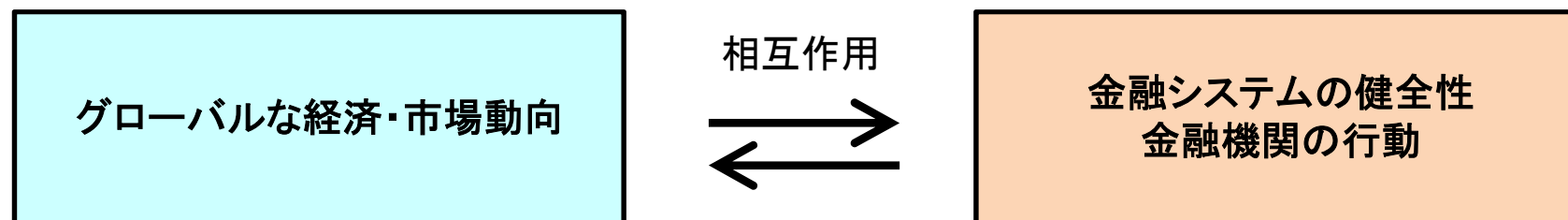
3. 資産運用の高度化



- 商品開発・販売・運用等それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(フィデューシャリー・デューティー)を果たすことが必要。
- 金融機関の経営姿勢、提供されている商品・サービス、業績評価等について検証。
- 金融機関自身による有価証券運用についても、資産規模や資金の性格に見合った運用やリスク管理が行われているか検証。

Ⅱ 重点施策 ③

4. マクロ・プルーデンス



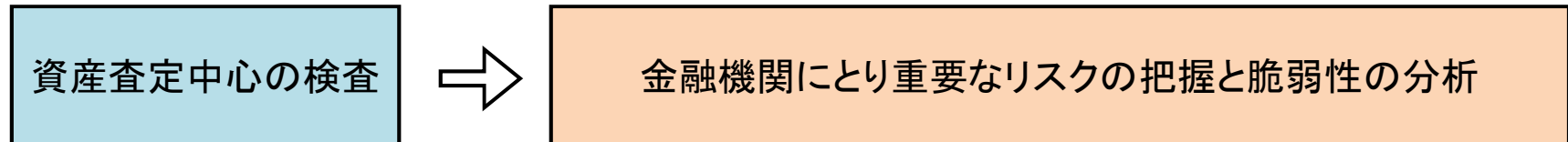
- ① グローバルな経済や市場動向が、金融システムや金融機関の健全性に与える影響
- ② 金融機関の行動が、経済・市場全体に与える影響

をフォワードルッキングに把握・分析するとともに、金融機関のリスク管理態勢を検証。

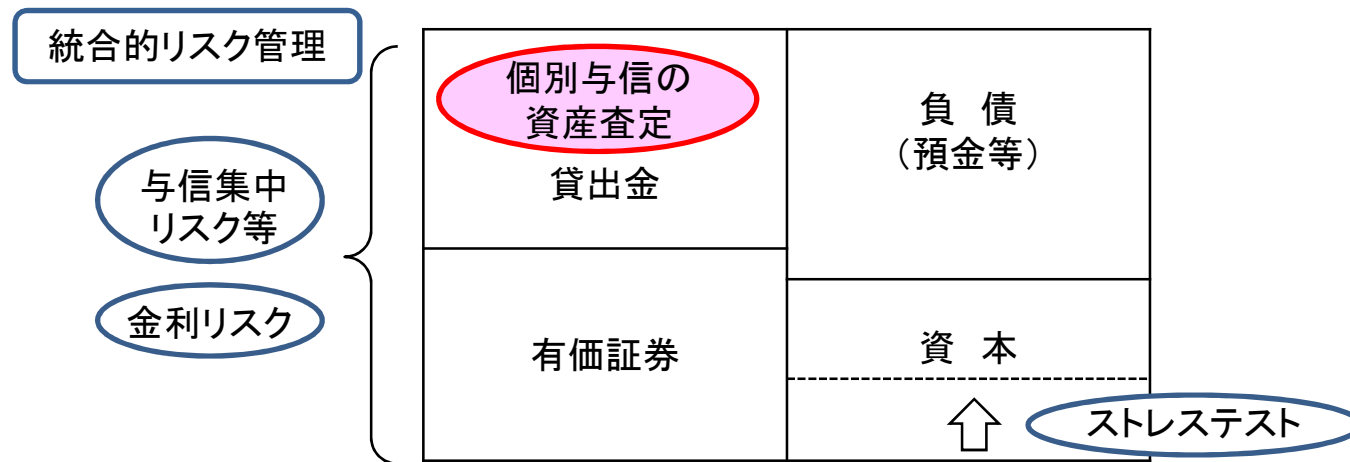
- (例)
- ・世界的に拡大が続いている信用市場の転換。
 - ・デフレ脱却に応じた金利や各種資産価格の変動。

Ⅱ 重点施策 ④

5. 統合的リスク管理



- 金利リスクや与信集中リスクの管理態勢、ストレステストの活用等を検証。
- こうした検証を前提として、個別の資産査定については、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外は原則として銀行の判断を尊重。



Ⅱ 重点施策 ⑤

6. ビジネスモデルの持続可能性と経営管理

- － 持続可能でないビジネスモデルは、将来的に金融機関の健全性を脅かす。
 - 人口減少等事業環境が変化する中におけるビジネスモデルの持続可能性について、金融機関と議論。
 - 経営管理態勢(ガバナンス)が機能しているかについて検証。
(例) 社外取締役を含む取締役会や監査役会等の各機関が実質的にどのように機能を発揮しているか。

7. 顧客の信頼・安心感の確保等

- － 情報セキュリティの確保、インターネットバンキング不正送金やサイバー攻撃等への対応状況、業務継続体制の整備、反社・マネロン対応等の取組みを検証。

Ⅱ 重点施策 ⑥

8. 東日本大震災からの復興の加速化

- ー 産業復興と地域再生が本格化する段階において、地域の核となるような産業や企業の育成、環境変化を踏まえた街づくり等を金融機関が支援することが重要。
- ー 二重ローン問題に引き続き取り組むとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援を促進。

9. 公的金融と民間金融

- ー 金融機関や顧客へのヒアリング等を通じ、公的金融と民間金融の競合・補完状況について実態把握等を行い、公的金融と民間金融のより望ましい関係をいかに実現するかにつき、関係者と議論。

Ⅲ 具体的なモニタリングの取組み

1. オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

- － 監督局と検査局が共通の方針の下で緊密に連携しながらモニタリングを進め、金融機関の負担軽減を図る。

2. より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進

- － 金融機関との建設的な対話を通じ、金融機関が横並び意識を排し、自主的に創意工夫を凝らしながら、より優れた業務運営と顧客へのサービスの質の改善に向け、健全な競争が行われることを促進。

3. 国際的な連携の強化

- － 金融機関業務のグローバル化や金融取引の国際化の進展を踏まえ、
 - 国際的な金融規制の議論に従来以上に積極的に貢献。
 - 各国当局との連携強化による、より効果的・効率的な監督。
 - 諸外国の監督の動向把握による金融庁自身の監督手法の継続的改善。

4. 関係者との対話の充実、情報収集の強化

- － 金融機関のステークホルダー（株主、顧客、社外取締役、営業現場の職員、自主規制機関、地域社会等）との意見交換や情報収集。

IV 主要行等に関する監督・検査

1. 産業の新陳代謝や経済の成長を支える資金を提供

- － 幅広い取引先、グローバルな知見、高度なサービス提供力を活用。
 - 企業の海外進出支援、プロジェクトファイナンスなど、主要行ならではの取組み。
 - 企業や産業の課題に対応した適切な解決策の前広な提案、中小企業支援。

2. 顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保

- － 真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現。
 - 銀信証の連携に見合った利益相反管理・優越的地位濫用防止の態勢。
- － 金融サービスを安心して利用できる環境の整備。

3. 変化を先取りしたリスク管理

- － 業務範囲・規模に応じた高度なリスク管理、経済・金融市場との相互作用の把握・分析。
- － 国際的な規制・監督の動向への対応。

4. 国際水準を見据えた強固な経営管理態勢の構築

- － 多様な人材の育成・確保、適材適所の人材配置、社外取締役の機能発揮。

V 中小・地域金融機関に対する監督・検査

1. 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮

- 様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価を踏まえた解決策の検討・提案、支援の実行。
- 事業性評価を重視した融資や経営改善・生産性向上等への支援強化（地域経済活性化支援機構の積極的な活用）。
- 特に、地域金融の中核的な担い手となっている地域銀行等は、地域経済の活性化に向けた取組みを主導する役割を発揮。

2. 顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保

- 真に顧客のためになるサービス提供、金融サービスを安心して利用できる環境の整備。

3. 中長期的に持続可能性の高いビジネスモデルの構築

- 人口の減少等が予測される中、5～10年後を見据え、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築。

4. 健全性の確保

- 事業環境の変化等に適切に対応できる経営管理態勢の構築。
- リスク管理態勢や収益管理態勢の充実、財務基盤の強化。

VI 保険会社等に対する監督・検査

1. 保障・補償機能の適切な発揮

- － 適切な保険金等の支払いが、保険会社等にとって最も重要な責務。年齢等保険金受取人の特性等に配慮した保険金等の支払管理の態勢整備。

2. 顧客保護と利用者利便の向上

- － 顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行う態勢整備（特に、高齢顧客に対するきめ細やかな取組み。）。

3. リスク管理の高度化の促進

- － 保険会社を取り巻くリスクの多様化・複雑化を踏まえ、事業のリスクを統合的に管理する態勢を整備。

4. 経営管理態勢の強化

- － 取締役会等の機能発揮。
- － 海外事業展開に対応した経営管理態勢。

VII 金融商品取引業者等に対する監督

1. 顧客ニーズに応える経営(資産運用の高度化)

- － 運用会社・販売会社双方が、顧客のニーズや利益に真に適う商品を提供。
 - 運用会社：運用能力の向上と系列の販売会社との間での運用の独立性の適切な確保。
 - 販売会社：商品のリスクや手数料等の費用についての十分な説明と商品自体の透明性確保。
- － NISA導入の趣旨も踏まえた投資家の金融リテラシーの向上への取組み。

2. 成長資金の供給に向けた機能の発揮

- － 企業の育成や資金調達に向けた適切な支援など、直接金融における金融仲介機能の積極的な発揮。

3. 顧客の信頼・安心感の確保等

- － 顧客の信頼・安心感や市場の公正性・透明性の確保に向けた、利用者保護・法令等遵守。

4. 経営管理・リスク管理の向上

- － 大規模証券会社グループ等について、経済金融情勢や国際的な金融規制の動向も踏まえた経営管理態勢やリスク管理態勢の高度化。

IV. 主要行等に対する監督・検査

2. 主な重点施策及び監督・検査上の着眼点

2-1 金融仲介機能の発揮

(1) 産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給

① 取引先企業の適切な評価、解決策の提案及び実行支援

主要行等は、(i) 大企業から中小企業まで幅広い取引先を有しており、個別企業のみならず、グローバルな産業に対する知見を集積しやすい、(ii) 国際的・業態横断的な業務展開を活かして、例えば、企業の海外進出支援、エクイティ性資金の供給等を含めた事業支援、プロジェクトファイナンスを通じたインフラ整備に対する支援など、高度なサービスの提供が可能である、といった特長を有している。

こうした特長を活かし、(i) 取引先企業や産業全体の課題・ニーズの的確な把握・分析及びこれを踏まえた事業性評価の実施、(ii) 当該評価を踏まえた取引先企業ごとの課題に対応した適切な解決策の提案、といった産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給に向けた取組みを、取引先企業において問題が顕在化することを待たずに前広かつ適切に行っているか、検証する。

中小企業については、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などの観点から、(i) 企業の状況に応じて、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか、(ii) 経営者保証に関するガイドラインの活用や本年3月の銀行法施行規則改正の趣旨も踏まえたリスクマネーの提供等、適切な対応を行うことができる態勢を整備しているか、(iii) 借手企業が経営課題を認識した上で、経営改善、事業再生等に向けて自助努力ができるよう、必要に応じ、外部専門家や外部機関等と連携を図りながら、財務面のアドバイスに留まらない、積極的なコンサルティング機能を発揮しているか、(iv) その他国際的・業態横断的な業務展開を通じた知見に基づく、中小企業の成長・再生の支援に向けた積極的な取組みが行われているか、検証する。

「経営者保証に関するガイドライン」の概要 [平成25年12月5日公表]

I. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
 - 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
 - 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実
(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
- (2) 適切な保証金額の設定
 - 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
 - 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記1. や2. に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応

- (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続（準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

2. 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

- 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実と反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4. その他

- ①債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない ②平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額